

三六

表7 生殖技術に関する各種委員会の報告(2)

代理性	非商業企画によるものとしめたもの	人間の種の実験					○、△、□、△、□
		栽培	研究のための取り出し	栽培として承認	栽培で不必要な取り出し	栽培のための取り出し	
米 農作物会 1986	○ ○ ○ ○ ○	○	○	○	○	○	14
西オーストラリア州 1984~86	×	×	○	○	○	○	14
オランダ 保健会議(1~2次) 1984~86	○ ○ ○ ○ ○	○	○	○	○	○	14
フランス 国家育種委員会(1~3次) 1984~86	×	×	○	○	○	○	14

THEORY OF THE MOON

Andrews & Hendrichs, 1993

立法過程の秘儀化

クローリー人間の禁止問題はすでに本誌二月号で論じておいたが、政府は四月十四日に、「ヒトに関するクローリー技術等の規制に関する法律案」（ヒトクローリー法案）を国会に提出した。この法案は、野党の批判が強く衆議院科学技術委員会に託されることなく廃案になつたが、次期国会に再提出されるともいわれる。私は、生命科学と社会の間に生じる諸問題を考える研究室に属しているため、ここ十数年来、エイズ予防法や臓器移植法など医療倫理や生命倫理に直結する法律の立法過程を、つぶさに観察する体験をもつてきた。これらの比較から、今回のヒトクローリー法案の特徴を言えば、それは立法

昔作られた法律が難解なのは仕方がないとしても、これから作ろうとする最先端技術を扱う法案が、社会から遊離した、とてもなく難解なものであつてよいはずがない。「クローリー禁止法案」の立法過程には多々問題がある。

過程の最終段階における秘儀化ではないかと思う。法案を準備した科学技術庁は、国会提出の間際まで条文を隠匿し、しかもその内容が異様に難解なものであったからである。

一九七九年一月にクローリー羊ドリーの誕生が明らかになつたが、この年の秋、科学技術会議（議長は首相）の中に生命倫理委員会が設けられ、さらにその下にクローリー小委員会が置かれた。クローリー小委員会は九九年十一月に、人間のクローリー作成は法律で禁止するのが適当とする報告をまとめた。これをきっかけに、科技庁の法令担当は内閣法制局と連絡をとつ

コラム 2000 米本昌平 読んで分かるか「クローリー禁止法」

て法案の作成に入ったものと思われる。

今年三月六日に自民党的科学技術部会で最初の法案概要の説明が行われたのを皮切りに、各党に對して順次説明が行われた。ただしこの段階では、クローリー技術と法案概要の説明が行われただけで、条文そのものはごく一部の国會議員に對してだけ伝えられた。自民党科学技術部会に対しても三月中に三回説明が行われたが、条文そのものは四月十一日に初めて明らかにされたのである。

すでに出来上がつてゐる法律案をなぜ国会提出の直前まで公表しないのか。常識的には理解しがたい科技庁の行動であ



木本昌平氏
三變化学生命科学研究所
室長。東大先端科学技術
研究センター客員教授。
1946年名古屋生まれ。京
都大学理学部卒業後、独
学で科学史研究を始め、
76年より研究所に勤務。
「科学を政治的に考え、
政治を科学の立場で考える」
新しい批評を展開し
ている。『知政学のすす
め—科学技術文明の読み
とき』(中央公論新社刊)
で平成11年度の吉野作道
賞を受賞。

るが、役所の牛理からすればさほど不思
議ではない。

そもそも法律はどういう手順で作られ
るのか。ヒトクローニング法案のように新た
な予算が必要でない、他省庁との権限調整
も少ない法案の作成過程は比較的把握
しやすい。ここで鍵は、法案骨子を決
めるペーパー作りの作業である。まず担
当することになった課が最初の法案骨子
をまとめ、順次、省庁内部の関連部局、
省庁上層部や関連省庁の担当との話し合
いを重ね、これを通して骨子は法案概要
へと固められていく。同時に条文の策定
作業も始める。幾度かの省庁上層部や有
力国会議員に対する説明は、すべて法案
概要によって行われる。その理由は、法
案で説明していたのでは煩雑で分かりづ
らいからであり、とくに大物議員などは
単純な説明でないと受けつけない。こう
して重要事項の一切は、A4判ペーパー
二、三枚にまとめられた概要と口頭の説
明で決められてゆく。これはどんな組織
でも行われていることである。

しかしこのことは逆に、こうして固め
られる法案概要を最終的に条文へと書き
下ろす作業は、過不足なくかつ厳格に行
われる、と全関係者が確信していること
の反映でもある。概要を条文にする作業
は、担当課の法令担当課長補佐や大臣官
房の法令担当、そして内閣法制局の第一
級の官僚の手によって、これ以上なく嚴
格かつ正確に行われると信じられている。
少なくとも内閣法制局はそれだけの権威
と威光を築いてきた。だから条文の細部
に関する話題はすぐれて立法技術上の問題と
みなされ、国会で法案を説明する側の大
臣や次官はもちろん、時には局長や官房
長すら条文の細部を精密に読み込むこと
を省略し、法案概要のペーパーで事を運
ぶことが圧倒的に多くなる。内閣法制局
という権威への過剰なもたれかかりでも
ある。ところで省庁はある面で独立の疑
似企業体のごとく振る舞う。法案概要で
説明に回る一方、法案の本文は後まで秘
匿しておき、これはと思う実力者には事
前にこれを渡して恩を売つておくのであ
る。

チナンカンパンの新造語

ヒトクローニング法案は、その第一条で異
様に複雑な用語の定義を行っている。こ
のため法案はそれまでの法案概要からは
ズレたような感じを漂わせ、ましてや立
法作業の出発点となつたクローニング小委員
会やヒト胚小委員会の報告からは、ひと
く隔たつた怪物が飛び出した印象のもの
になつたのである。離解となつた一因は、

日本の法律条文にはカタカナが使えないことである。このためクローリンはいたし方ないとしても、法案では、ハイブリッド胚を融合胚、キメラ胚を集合胚と呼び代え、自然学者も聞いたことがない日本語を作り出している。カタカナの不使用が法律に扱っているのなら、法律のほうを変えるべきだし、単なる慣例ならば、生命科学や情報関連など科学技術に関する法律が今後も続出することは明らかなのだから、今回から使用すればよいのだ。

しかし、何よりも法案を極度に難解なものにしてしまった本当の理由は、科技庁の法令担当が、人間のクローリン・ハイブリッド・キメラの作成を一般的に禁止する表現を知らないで、これらの技術に加えて、クローリンの核からの再クローリン、再々クローリン、さらにこれと動物の核や生殖細胞や胚など、考えうるあらゆるタイプの実験操作を定義しているため、結果的に、名でくくつた他のさまざまなタイプの胚の実験については、国が定める指針で規制するとしている。この意味は、人間の初期胚から分離されるヒトES細胞（あるいは組織に分化可能な培養細胞）の研究についても、別の枠組みの国の規制下に置こうというものである。これでは、今後国が策定する指針がどのようなものに

ト動物交雑胚、ヒト性融合胚、ヒト性集合胚、動物性融合胚、動物性集合胚など実にマニアックな定義用語が並ぶことになった。将来、この法律に觸られることになるかもしれない発生学者にとってチンパンカンパンの新造語の乱立である。他の国、たとえばアメリカの場合、クリントン大統領が二年前に議会に提案した法案ではこうなっている。「人間を作る目的で体細胞核移植を行い、これを子宮に移植する行為を不法とする。」

しかも法案第三条によって、人間のクローリン・ハイブリッド・キメラ胚を、人または動物の胎内に移植することを法律で禁止する一方、第四条では、特定胚の名でくくつた他のさまざまなタイプの胚の実験については、国が定める指針で規制するとしている。この意味は、人間の初期胚から分離されるヒトES細胞（あるいは組織に分化可能な培養細胞）の研究

なるかは不問のままになる。科学技术會議のヒト胚小委員会の結論は、きわめて限定期的な条件下でのヒトES細胞の研究を容認しただけで、法案第二条の定義に含まれるさまざまな限界的な胚の実験操作については原則禁止としたはずである。もし法案と同時にセットでこの指針の内容を詰めないのであれば、国はヒト胚小委員会の結論を離れて、特定胚（なんといやな言葉であろう！）の規制で無視できない裁量権をもつことになる。

しかも第一条で、科学者の側が想定だにしなかつた、さまざまなタイプの胚の実験操作を定義しているため、結果的に、なるほどヒトクローリン作成は禁止されはいるが、法案全体としてはあたかもクローリン関連実験研究促進法のような雰囲気を漂わせるまでになっている。現にある外国人の友人はそう受け取った。

ヒトクローリン作成は明らかに人為的な生殖技術である。だから、歐州諸国では生殖技術の規制の一部としてヒトクローリン禁止がなされている。ほんらい日本も

同じ枠組みで規制すべきなのだが、産婦人科という広大な医療の領域の規制に踏み込むことになるため、強固な反対がある。これが科技庁が、現実的政策をと言う根拠である。もし世界初の単独のヒトクローン禁止法を策定しようというのであれば、このような事務的法案ではなく、理念を高く掲げ、ヒトクローン禁止とヒト胚の保護を前面にたて、ヒト胚実験を原則禁止とした上で、科学的にも意味があり、倫理的にも許容できる実験計画だけを個別に認可する、そういう国レベルの規制体制を設けるべきなのである。それが二つの小委員会の結論でもあり、諸外国の基本姿勢もそうなのである。法律の性格からして議員提案で作り直し、党議拘束をはずして生命論を深めるべきであろう。

つまりは、できの悪い法案

ほんらいヒトクローン禁止問題は、急速に進む先端医療技術やバイオテクノロジーを、社会的価値体系とどう調整し、

どう合理的・効果的に規制していくのかという、すぐれて現代的課題であつたはずである。ところが政府提案の法案が、これほどまでに科学技術の現状から乖離したものであつた事実は、もはや「担当官廳・内閣法制局・与党」複合体による立法プロセスそのものが、現代社会の要請とミスマッチを起こし始めたと見るべきであろう。関係者はみなそれぞれの職務をはじめにおしえめに違いない。しかし、その結果露呈したのは、法案一本・業績一丁とする法案作成の自己目的化であり、立法過程の密室化と秘儀化であつた。昔作られた法律が難解なのは仕方がないとしても、これから作ろうとする、最先端技術を扱う法案が、社会から遊離した、とてつもなく難解なものであつてよいはずがない。

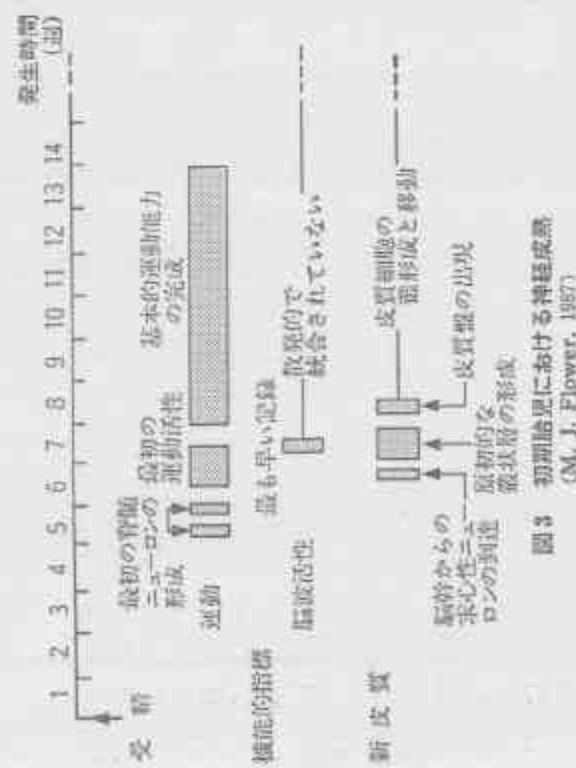
別の意味での時代錯誤が、法案成立のためのレトリックとして海外の事情を引き合いに出し権威づけを行つたことである。事実、審議推進の根拠として、デンバー・サミットの声明や沖縄サミットヘ

胎児とわれわれの関係

だが、歐米でこうした広範な議論の慣習があるからといって、そこで展開されている議論の内容全体が、世界的な普遍性と必然性をもつか、という点については大いに疑問をもつてよい。胎児に関する神経症的とすら言つてよい、歐米における軌跡でかつ精緻な議論は、脳死の場面でみたものと完全な対称形をなしており、それを支えるパッションも同一と考えてよい。ここで提唱する概念は、脳死の場合と同じ「人間性」(personhood)と「胎児の道徳的地位」(moral status of fetus)である。

問題の所在をはつきりさせるために、ミカエル・フロワーの「人間の胚の神経学的成熟」(*Journal of Medicine and Philosophy*, Vol. 10, 237, 1985)という論文の冒頭の一節を訳出してみよう。

つい最近まで胎児はわれわれにとって異邦人であつたとしても、もう現在はそうではない。胎児としてのヒトは見えないところで成長するのではない。子宮の中の写真がニュース雑誌に載るようになったため、多くの人たちの胎児に対するイメージは致りつつある。……胎児は、医学的な検査や操作の被験者となり、遺伝病の検査や治療を受ける患者ともなりうる。同時に、胎児は、中絶をするか否かという苦しい決断の対象となり、この決定権を制限しようとする政治闘争の対象でもある。要するに、胎児としてのヒトとわれわれとの関係性は多岐にわたっており、この関係性にとって指針となりうるさらに確実な基盤が、ますます必要になってきている。胎児の神経機能について判明していること、あるいは将来知りうることを提示するのは、その要請を部分的に満たすことになりうるだろう。いまや、神経機能の成熟や神経異常の発生学的基本原理を理解する、という一般的目標だけが、出生前胎児の神経成熟に関する関心事ではない。いままで重要なのは、胎児がいつ感受性をもつようになり、いつ痛みを感じるようになり、いつ子宮



内の体験を記憶に留めるようになるか、を知ることにある。さらに、一部の学者はこう主張する。かりに脳全体の機能と、肉体的な機能調節と、意識の自発性、この三つの消失が死を構成する、ということを承認するのであるならば——胎児において同様の統御機能の発生が検知できるとして——、われわれに対して重大な倫理的要請を課すものとしての人間存在が出現する時点を、われわれは、胎児の中に同定しろ、ということになる。

このよりな言葉が発せられる前提を、科学的な視点を意識しながら、組み立ててみよう。まずここでは、これまで不可視の存在であった胎児が、超音波画像診断装置や子宮内視鏡の普及によって文字どおりの隣人として、われわれの視野のなかにたち現れ、すでに検査や治療の対象となり始めているという、技術発達からたらした状況変化が強調されてい

る。が、加えてこの場合、決定的に重要なのは、やはり七三年の中絶自由化判決であった。ここで問題になるのはその政治性ではない。哲学的インパクトである。

それまで、胎児に関する概念把握は「人間となりうる可能性のあるいのち」(potential life)という漠としたものであった。ところが、この連邦裁判所が、三ヶ月以内の中絶についての決定権は女性のアブortion権に属するとした論理は、胎児の子宮外での生存可能性という「科学的な基準」であった。実はこれは、歐米の文脈における、科学(事実)と哲学や宗教(意味や価値)との関係をよく表している。

科学的事実と哲学的事実

ごく単純化してしまうと、自然科學が明らかにする「事実」は、それが自動かしがたいものであるが、逆にただそれだけのことであって、歐米的文脈では、これに意味を与えるのは宗教であり、哲学である。これが、科学の「没個體性」である。もちろん、事実の集積を積みあげる自然科學と哲学とは相互に影響しあうのだが、あくまで、自然の内に体系的意味を読みとることが哲学的行為であり、宗教とは、その中の一つの教理体系に帰依することを要請するものである。この点が、「自然にまかせる」という日本人の態度といちはん齟齬をきたすところである。

胎児の例にそつて言えば、「何が人間であるか」という自然に対する意味付与は、宗教や哲学

の領分にある。カトリックの場合、人間の発生は受精の瞬間であり、哲学としてはこの問題のための概念を設定することになる。そして、これが自動的に倫理や法律的議論の重要な根柢となる。この概念設定は、自然そのものをできるかぎり正確に把握したうえのものでなければならず、必然的にヒトの発生過程についての知見に視線が集中する。そして、人間とは何かという概念設定



図4 人間存在の連続性
G. M. Goldenring, 1985

の問題は、概略は、現代科学に照らしてみるとかぎり、脳全体の活動に人格性を見る、「唯脳論」に立つのが妥当だということになる。これは脳死論と同じ意味構造の中で発生過程を読むことになり、必然的に、中枢神経系とその活性の発生に関する事実認定が否定的な意味をもってくる。いわばそのための一助として書かれたのが、このアロワードの論文である。論文中にある、初期胎児における神経反応についての略図(図3)は、表面的には、胎児の運動能力の出現、脳波の発生、皮質の形成に関する自然科学的なまことみ、というかたちをとっている。しかし、ここに込められているのは、より初原的な刺激反応性や脳機能の存在非存在を確認しようとする重苦しい熱望であり、自然に対して過剰なまでの意味つけをしようとする衝動である。これを

もう一歩進むれば、人間とはこのような胎児発生論と脳死論の中間にたち現れる統一的機能体である、とするゴルテンリンクの單純な図式（図4）になる。

そしてこのような「事実」と哲学とのすり合わせの帰結は、キリスト教側からの意味付与とも、よくなじむものである。シニアの「入魂（ensoulment）と体外受精」（Journal of medical ethics, Vol. 13, 1987）という論文の中に、以下のような表現がある。

「カトリックにおける定義では、人間とは肉体と精神の統一体である、ということになっている。肉体と魂は一つの異った実体ではないのであり、個々の人の命が発生する折、どちらか一方が先だって存在するのではない。つまり「入魂」は、あらかじめ存在する肉体に何ものかがつけ加わるのではない。肉体的なものと精神的なものは同時発生する。それゆえもし、肉体の次元「すなわち科学的事実：米本証」からみる立場として、新たに形成された肉体の一部分とシステムが全体として機能したときに人間生命が始まる、というのであれば、この時点で、神が与えたもう精神的なものと肉体的なものが、統合したことになるのである。」

ともあれ、ヒトらしさの概念をわれわれの側が規定し、それを胎児に当てはめようとするのであるから、胎児はこの概念に該当した瞬間に、ヒトらしさを獲得することになる。これは近代法の姿勢と同一である。しかし、もともと人間の発生も死も一つのプロセスであり、しかし一方でやはり胎児は全般的な人間とは言い難いのであるから、議論の必要上、幾段かの中間概念が案出さ

れることになる。その代表が、人格性（personhood）の概念であり、胎児はこの性質をもつてゐるに、法律的拘束よりはやや緩い、倫理的扱いをわれわれに要請する存在として考えられることがある。それが、胎児の倫理的地位（moral status of fetus）といわれる問題である。

以上の議論と対比すると、日本伝統における胎児や新生児への対応と社会的認知の過程は、およそ異なった論理構造に従っている。ここで的人格性の発生は、ピントの状態から次第に焦点が合い、集団意識の中に確固とした像を結んでいく、というイメージなのである。中村桂子と広瀬洋子は、人間の生物学的な発生と、出産をめぐって産婦・子・共同体それぞれが従う習俗、たとえば灰日葬祝、お七夜、ヘンの縫切り、宮参り、節句……などを重ねあわせ、その中から日本的な人格性の認知の論理構造を求めるようとした論文「生命の始まりについて」の中でこう言っている（『からだの科学』特集：女性のからだ、八八年一月号）。

「日本の伝統社会では、生命の誕生を一つのプロセスとして捉え、そのプロセス全体を親や家族、共同体といった社会関係の中で迎え、受け入れてきたことがわかる。その儀式のいくつかは現代でも根強く残っている。私たちが歐米の、神と個人の関係を重視したいつから生命が始まるのか？という生命誕生の念を探しの議論に、何ともなじめないものを感じるのはこのためではないだろうか。西歐的な肉体と魂の二元論とは異なるが、日本にも魂が生れて子どもに入るという考え方はある。しかしその場合、魂は頭界と幽界との間をゆきつ戻りつしながらゆっくり時間をかけて子どもの肉体に定着してゆくのであり、绝对的な縛りきはないのである。」

ヒト胚研究及びES細胞研究に関する諸外国の政策状況

2001年11月現在 三基化学生命科学研究所

ヒト胚研究		ES細胞研究			
国	アメリカ	英語	ドイツ	フランス	日本
可否	不可(1996年～予算金の一規定)。連邦政府の助成金による研究でなければ、制限なし。	HFEAの許可を得れば可。 ①不妊治療の発展。 ②先天性疾患。 ③疾患の原因解明。 ④効果的な臨床技術。 ⑤看護前の火候選子や欠陥染色 (HFEA法)	連邦政府の研究助成金支出を禁止 (1996年～予算金の一規定)。連 邦政府の助成金による研究でな ければ、制限なし。 ①このような知識の重要な医療 看護開拓への応用 (6からは2001年1月31施行) (HFEA法)	一切のヒト胚研究禁止 (1990年胚芽移植法)	倫理的以外禁止 (1994年生命倫理法)
研究で用いる胚	連邦政府の助成金による研究でな ければ、制限なし。	ヒト胚 余剰胚	—	余剰胚	余剰胚